

令和元年度

監査報告書

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

留萌市監査委員

令和2年3月

財政援助団体等監査報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査を実施した監査委員名

益 田 克 己
村 上 均

3 監査の概要

(1) 監査の実施期間

令和元年12月17日～令和2年3月26日

(2) 監査の対象とした団体及び所管部局

指定管理者 特定非営利活動法人 るもいコホートピア
指定管理施設名 留萌市健康づくり交流センター
所管部局 留萌市市民健康部コホートピア推進室

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成30年度の指定管理者における指定管理業務全般

(4) 監査の目的又は着眼点

公の施設の指定管理に関して、指定の手続き等が適正に行われているか、また、指定管理にかかわる事業の出納その他の事務について適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかどうか、更には、指定管理者に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかどうかを目的として実施した。

なお、着眼点は次のとおりである。

(指定管理者関係)

- ① 指定管理施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 利用料金を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- ④ 利用促進のための努力がなされているか。
- ⑤ 公の施設の管理にかかわる収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ⑥ 公の施設の管理にかかわる出納関係帳簿の整備、記帳は、適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ⑦ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は整備されているか。
- ⑧ その他

(所管部局関係)

- ① 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ② 指定管理の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ④ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正に行われているか。
- ⑥ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑧ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用促進の奨励に努めているか。

(5) 監査の方法

指定管理者及び所管部局に関係書類・帳簿等の提出を求め、精査による書類審査を行い、必要に応じて指定管理者団体職員及び所管部局職員の説明を聴取し、実地検査を行った。

なお、指定管理者および所管部局に提出を求めた書類は次のとおりである。

- ① 指定管理者に提出を求めた書類

- ア 留萌市と取り交わした協定書
- イ 経理規定（指定管理に関わるもの）
- ウ 指定管理施設の管理運営規定
- エ 指定管理施設にかかる収支予算書（平成30年度）
- オ 指定管理施設にかかる収支決算書（平成30年度）
- カ 指定管理施設の使用申請書（平成30年度）
- キ 指定管理施設の備品台帳
- ク 指定管理施設にかかる収入・支出伝票（平成30年度）
- ケ 預金通帳（平成30年度）
- コ その他

② 所管部局に提出を求めた書類

- ア 指定管理者の公募に関する決裁及び関係書類
- イ 指定管理を受けようとする団体からの申込書及び添付書類
- ウ 当該指定管理者を選定するに当たっての選定委員会議事録及び関係書類
- エ 当該指定管理者を選定するに当たって公募を実施しなかった場合、公募によらないで選考することとなった経過が分かる書類
- オ 当該指定管理者の指定を行った時の議決書の写し
- カ 当該指定管理者の指定の告示の決裁及び告示
- キ 当該指定管理者と市長等で取り交わした協定書
- ク 当該指定管理者より報告された事業報告書
- ケ 当該施設の利用状況
- コ 指定管理者の評価にあたっての選定委員会議事録及び関係書類
- サ 指定管理者の評価の公表に関する書類
- シ 仕様書
- ス 業務計画書
- セ 業務報告書及び月報
- ソ 業務実施状況及び施設の管理状況の確認書類
- タ 利用料金等の承認に関する書類
- チ 保険の付保のわかる書類
- ツ その他

4 監査の結果

(1) 指定管理の経過

公の施設について、民間活力の導入により質の高いサービスの提供と管理の効率性及び地方自治体の経費の削減を図る観点から、平成15年9月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理業務に指定管理制度が適用され、留萌市においても、平成15年12月に「留萌市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を制定した。

留萌市健康づくり交流センターについては、平成24年度より指定管理者制度を導入し、以後、指定管理期間を3年間とし、平成30年4月に現指定管理者と3期目の基本協定を締結したものである。

(2) 施設の利用状況

留萌市健康づくり交流センターの平成24年度から平成30年度までの利用者数の推移は次のとおりである。

留萌市健康づくり交流センター利用者数の推移

単位：(人)

年 度	開館日数 (日)	利用者数 (人)	備 考
平成24年度	299	12,724	指定管理者による管理開始
平成25年度	299	14,169	
平成26年度	299	14,813	
平成27年度	299	15,473	
平成28年度	298	16,167	
平成29年度	297	16,226	
平成30年度	297	13,328	

平成23年度までは留萌市による管理であり、平成24年度より指定管理による運用が開始された。

当該年度は指定管理事業以外のメニュー減少により利用者数が減少したものの、平成25年度以降は増加傾向で推移した。

平成30年度は、指定管理事業外の「目のコホート研究」事業による利用が終了したことにより前年比2,898人(17.9%)の減となった。

(3) 指定管理料の推移

指定管理者による管理開始の平成24年度から平成30年度までの指定管理料の推移は次表のとおりである。

年 度	指定管理料 (千円)	備 考
平成24年度	18,507	指定管理者管理（第1期）
平成25年度	18,549	
平成26年度	19,088	
平成27年度	23,778	指定管理者管理（第2期）
平成28年度	23,778	
平成29年度	23,778	
平成30年度	23,778	指定管理者管理（第3期）

平成26年度は、消費税及び地方消費税の変更に伴い人件費の一部見直しが行われ、539千円（前年比2.9%）の増加となった。

平成27年度には事業内容の組み替えにより4,690千円（前年比24.6%）の増加の23,778千円となり、以降同額で推移している。

(4) 指定管理者の監査結果

指定管理者の監査の結果は、次のとおりであるが、軽易な指摘事項については、口頭で行った。

① 指定管理施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。

- ・ 指摘事項なし

② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ア 協定書第24条第2項に定める毎月の報告書について、一部提出されていないものが見受けられた。協定書の規定に従い適切な処理を行われたい。

また、当該書類については、提出の是非について検討する余地もあるものと思われるので、所管部局と協議願いたい。

イ 事業計画と実績報告に記載された事業名が統一されておらず、計画した事業の実施状況の確認が難解なもの、事業計画に記載された事業の実績報告への記載が漏れているものが見受けられたので、再確認の上、整理願いたい。

ウ 指定管理者自体の通常総会や理事会などを指定管理事業として施設利用をしているが、指定管理事業には含まれない。事業の考え方について精査願いたい。

③ 利用料金制を採用しており、かつ、指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

ア 「施設利用及び講演の教材等にかかる実費徴収について」(H24.05.11 市長

了承)を用いているが、前々期の協定期間中に承認したものであり、協定締結ごとに協議と了承が必要である。

④ 利用促進のための努力はなされているか。

- ・ 指摘事項なし

⑤ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

ア 旅費の支出について、指定管理業務外と思われるものが含まれているので、支出区分について確認願いたい。

イ 指定管理業務における会計の独立性を確保するため、契約に用いる名称、受理する請求書や領収書の宛名などは「留萌市健康づくり交流センター指定管理者〇〇〇〇」に統一することが望ましい。

⑥ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

- ・ 指摘事項なし

⑦ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

ア 障がい者支援施設の施設利用など、「るもい健康の駅」管理基準の手続きを簡素化して対応しているものがあるが、その対応が必要なものであれば、あらかじめ管理基準に定めておくことが望ましい。

イ 経理規定について、誤記載や矛盾を生じている箇所が見受けられるため、所要の整理を行われたい。

⑧ その他

ア 利用申込書について、記載すべき欄を未記載のまま受理しているもの、「健康づくりとの関連性(内容)」欄の記載内容に疑義があるものが見受けられたため、申込書の取り扱いについて検討願いたい。

(5) 所管部局の関係書類の監査結果

指定管理の所管部局に対する監査結果は、次のとおりであるが、軽易な指摘事項は口頭で行った。

① 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

- ・ 指摘事項なし

② 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ア 手続要項に申込資格の明示がなく、申込資格に関する申立書について記載

すべき、要項5.(2)⑤中、「2の(2)の③から⑤まで～」はあてはまる項目が欠落しているなど、矛盾が散見されるため内容の整理が必要と思われる。

③ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

- ・ 指摘事項なし

④ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

ア 協定書(別紙1)3中、「指定管理者の選定手続要項」について、様々な名称を用いており、整理が必要である。

イ 実費の徴収について、「施設利用及び講演の教材等にかかる実費徴収について」(H24.5.11市長了承)を用いているが、前々期の協定期間中に承認したものであり、協定締結ごとに了承が必要である。

ウ 基本協定書第47条中、「規定」は「規程」の誤りである。

エ 協定書(別紙3)中、「著しい」や「影響を及ぼす」の一定の基準を定めておらず、5%とした前例があることから踏襲して運用してきた経緯はあるが、すでに当時の経緯もあいまいとなっており、市として決定書等により指針を定めておくことが望ましい。

オ 仕様書文中に誤記載や不整合な部分が見受けられるので、確認の上整理願いたい。

カ 手続要項10(3)及び仕様書8(3)(※一つ目)において施設の使用許可等を指定管理業務として定めており、手続要項9(5)では、利用許可等の処分を留萌市行政手続条例の定めに従い行うこととしているが、行政処分に該当しないものと思われる。

キ 館内警備業務委託の承諾について、前期協定期間中から引き続き委託しているが、協定期間を超えて承諾することはできないものと思われる。

協定期間に応じた委託が困難な場合は、警備業務の契約を市が担当するなど、分担の見直しが必要と思われる。

ク 協定書第13条第2項は、基本協定書、募集要項及び業務計画書の間にも矛盾・そごがある場合の解釈の優先度を定めているが、本来、矛盾やそごはあるべきではなく、協定書が誤っている場合や基本協定書よりも募集要項を優先させた方が両者にとって有益な場合も考えられる。

また、同条第3項では、「業務計画書の水準が仕様書を上回る場合は業務計画書に示された水準による」とあるが、その水準の考え方に相違が生じる

場合もあるため、協議が必要と思われる。

ケ 市から別に委託された事業が自主事業として計画され、所管部局はそれを承認しているが、指定管理事業と他に市から委託された事業はそれぞれ独立したものであり、指定管理業務の事業計画に記載する必要がないものと思われる。

コ 基本協定書他関係書類は「公の施設に係る指定管理者制度の運用に関する手引」における参考様式を用いて作成したものであるが、当該指定管理業務の内容に合わせて内容を精査し、所要の修正が必要である。

また、参考様式そのものにおいても不整合な部分が散見されるため、改定が必要と思われる。

⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

ア 指定管理者自体の総会や理事会における役員の旅費について、一部指定管理事業から支出している状況が見受けられたことから、業務区分の明確化について指導を行われたい。

⑥ 事業報告書の点検は適切になされているか。

ア 協定書第24条第2項に定める毎月の報告書について、一部提出されていないものが見受けられるので、協定書の規定に従った処理について適切に指導願いたい。

また、当該書類については提出の必要性については、検討する余地もあるものと思われる。

イ 事業計画と実績報告に記載された事業名が統一されていないもの、事業計画に記載された事業が実績報告の記載が漏れているものが見受けられた。

ウ 指定管理者自体の通常総会や理事会など、指定管理事業として実施している実態が見受けられるので、事業の考え方について精査願いたい。

⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

- ・ 指摘事項なし

⑧ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

- ・ 指摘事項なし

5. まとめ

特定非営利活動法人るもいコホートピアは、平成24年度から8年間にわたり、留萌市健康づくり交流センターの指定管理者として、継続的に業務を担ってきたところであり、本監査においては、その7年目の事業内容について監査を実施した。

その結果については、一部指摘を行った事項はあるものの、おおむね適正に業務を遂行しているものと評価する。

今回の監査結果について、今後の指定管理業務の改善に生かし、高品質なサービスの提供と管理の効率化が図られるよう期待する。

所管部局においては、前回、平成25年度実施の監査において要望した、現地検査が実施されていることなど、改善された点も多く見受けられ、おおむね適正に事務処理を行っているものと評価するところであるが、一方で業務区分の明確化や関係書類の精査・整理など、更に改善を要する点も見受けられることから、総務部局とも協議のうえ、速やかな対応を要望する。

今回の監査結果が、今後の留萌市健康づくり交流センターの指定管理業務に生かされ、市民の健康づくりがますます発展するとともに、本市の指定管理制度の改善につながることを希望する。